

第二次下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 「クールしものせきアクションプラン203030」について

1 下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という）第21条第3項に基づく地方公共団体の実行計画として、下関市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、市民・事業者・行政等の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とする。

本市の区域施策編は、平成23年度に第一次計画を策定し、中期目標として、2020年度までに13%の温室効果ガス削減の目標を掲げていた。しかし、目標達成に向けてより実効性の高い計画とするため、令和元年度からは第二次計画に改定し、2030年度までに温室効果ガスの排出量を30%削減する目標を掲げている。

2 計画の対象とする範囲

本計画の対象範囲は、下関市全域を対象とする。また、対象とする温室効果ガスは、温対法で対象としている以下の7物質である。

- | | | |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| ①二酸化炭素（CO ₂ ） | ②メタン（CH ₄ ） | ③一酸化二窒素（N ₂ O） |
| ④ハイドロフルオロカーボン類（HFCs） | ⑤パーフルオロカーボン類（PFCs） | |
| ⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ） | ⑦三ふっ化窒素（NF ₃ ） | |

3 計画期間、目標設定

国の地球温暖化対策計画の目標年度である2030年度を見据え、令和元（2019）年度～令和12（2030）年度を計画の期間として定める。

⇒ 目標年度：令和12（2030）年度

本市の温室効果ガス総排出量の削減目標は、次のとおりとする。

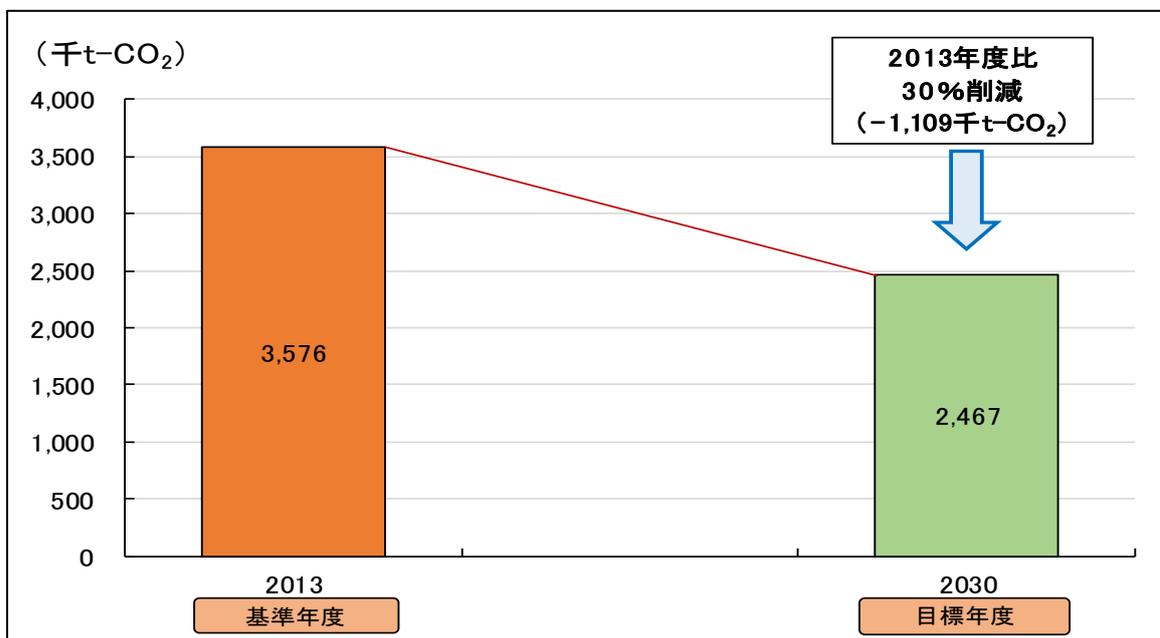
令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で **30%削減** を目指す

国の地球温暖化対策計画においては、2030年度における温室効果ガス総排出量を、2013年度比26%削減することが目標とされている。国の計画目標に遜色のない目標を設定するため、令和12（2030）年度に30%の削減という目標を設定している。

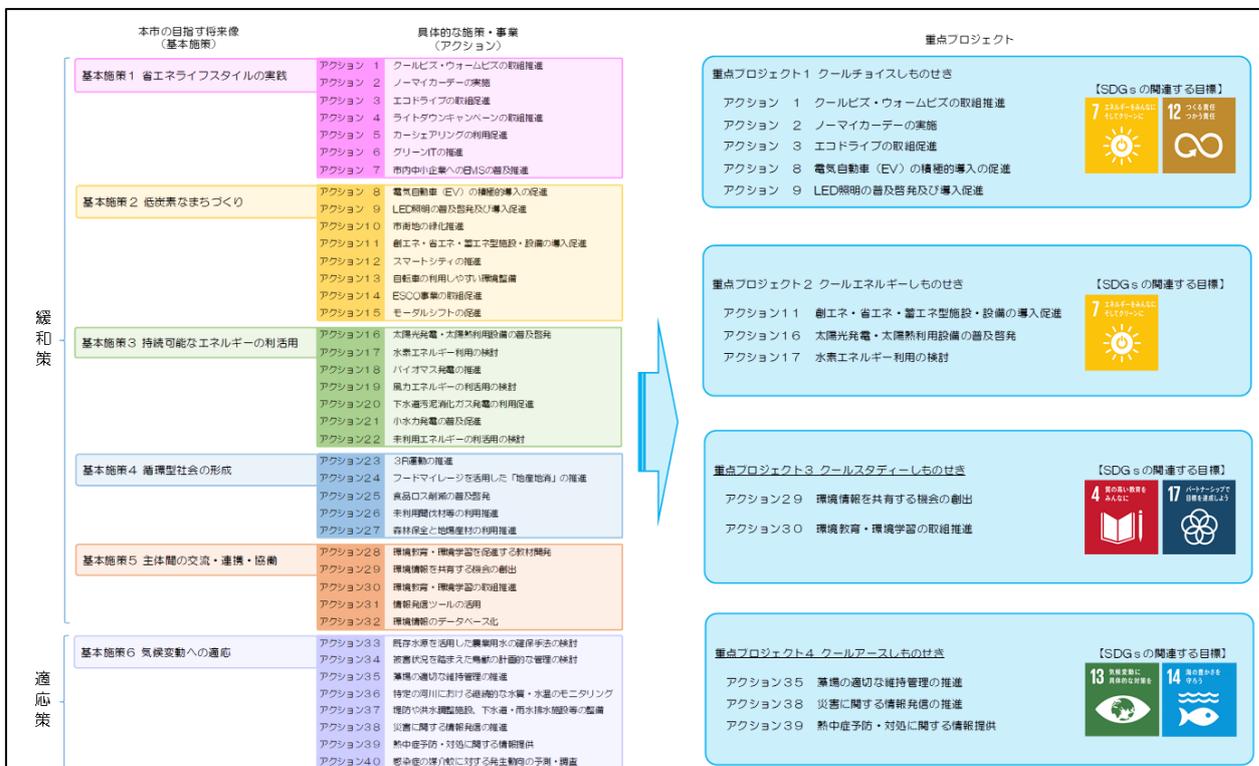
4 施策体系

温暖化対策と、下関市域から排出される温室効果ガスの削減に向け、6つの基本施策と（「緩和策」5、「適応策」1）、これに関する具体的な施策である40のアクションを設けている。特に重点的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として位置づけ、市民・事業者・行政等の各主体の取組を推進する。また、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」における環境部門としての目標について、関連の深い重要な取組と関連させている。

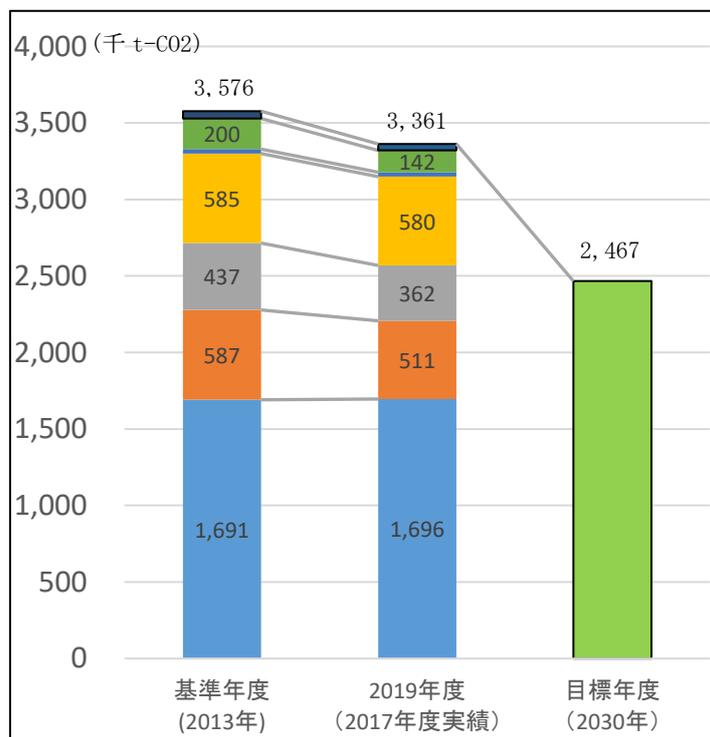
削減目標に基づく2030年度の温室効果ガス排出量



施策体系一覧



5 部局別温室効果ガス排出量の実績（令和元(2019)年度）



削減の主な要因

- ・エネルギー転換部門の減少
- ・民生業務部門における業務系延床面積の減少
- ・民生家庭部門における世帯数並びに各家庭からの排出量減少

2019年度温室効果ガス排出量 3,361千 t-CO2
 基準年である平成25(2013)年度の温室効果ガスの総排出量
 (3,576千 t-CO2)から **6.0%減少**

6 施策の進捗管理実績（令和元(2019)年度）

計画の進捗状況の点検・評価に際しては、各担当部所で行った実施内容及び結果を具体的にとりまとめます。4つの重点プロジェクトに関しては進捗管理指標として、また、40アクションの進捗状況は以下のとおりです（資料1-2参照）。

進捗状況	アクション
	令和元年度
A：順調に実施(80%以上)	20アクション
B：半分程度は達成(50%以上)	5アクション
C：遅れている(1~49%)	10アクション
D：実施できていない	5アクション

計画改定後、初の実績となる令和元年度は、「順調に実施」「半分程度は達成」したアクションは25アクションで、全体の約6割。
 「遅れている」「実施できていない」アクションは15アクションである。